

令和元年度 第10回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和2年1月10日（金） 午後4時			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 第1・2・3会議室			
出席委員 (12人)	1番 石賀 英男	2番 丸山 環	3番 前田 正秀	4番 潮 智博
	5番 伊藤 英之	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美
	9番 久米 繁好	10番 中本 敏彦	11番 川崎 康晴	12番 福田 昌治
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	13番 北中 善隆	14番 遠藤 一夫	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸
	17番 小前 茂雄	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進
	21番 入江 敏朗	22番 澤田 光秋	23番 石賀 昭則	24番 河上 幸徳
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、係長 浜川 明			
提案議案	議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第43号 非農地証明願の処理について 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第10回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
事務局	<p>成立宣言を事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第10回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、2番 丸山委員、5番 伊藤委員にお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議事に入ります。議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の許可・意見を求めます。</p>
議長	<p>整理番号21番 譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の贈与になります。土地の表示 琴浦町大字美好字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに田、地積681㎡。</p> <p>申請の内容について説明します。譲渡人が県外在住のため農地を管理できず、以前から本農地を耕作している譲受人へ贈与するもので、取得後は水稻を作付される予定です。</p> <p>本案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第43号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第43号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p>
議長	<p>整理番号9番 申請人は琴浦町の個人です。土地の表示 琴浦町大字中津原字 [REDACTED]、登記地目 田、登記地積 40㎡、現況地目 宅地、現況地積 40㎡。申請地は外に田2筆があり、3筆の合計地積は122㎡になります。申請事由の概要は、「昭和48年に養鶏団地造成に伴う鶏舎用地として整備し、現在に至る。」というものになります。</p>
議長	<p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「人為的な潰廃地で転用の事実行為から20</p>

<p>議長 石賀英男委員</p>	<p>年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>なお、申請地は農用地区域外に位置しています。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>1月7日に北中委員、浜川係長の3人で確認を行いました。</p> <p>申請地は鶏舎用地で、防疫上の観点から現地への立ち入りが禁止されているため、申請者から現場の写真を提出していただくというかたちで事前に確認を済ませていましたので、当日は少し離れた場所から現地を確認しました。</p> <p>3ページの説明図にもありますように申請地は鶏舎用地の一部で、現在は町内の食肉製造会社の所有となっておりますが、以前は中津原の住民の方が鶏舎を造られた後に東伯町農協の鶏舎として使われていました。したがって、長年農地としては使用されていない状況となっておりますし、申請地が鶏舎のすぐ横に位置しているため、農地としては利用するのが困難だと思われまますので、非農地と判断しても問題はないと感じました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第44号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の石賀英男委員、三浦委員、久米委員、井本委員、澤田委員は退席をお願いします。自分も関係委員のため退席しますので、議長を中本職務代理に交代します。</p> <p>(福田会長、石賀英男委員、三浦委員、久米委員、井本委員、澤田委員の退席を確認)</p> <p>(中本職務代理に議長を交代)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第44号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5ページをご覧ください。議案第44号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号1番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字倉坂字 XXXXXXXXXX、登記簿地目、現況地目ともに田、面積0.2㎡。権利の種類は賃借権、内容は水稻となっております。期間は令和2年1月14日から令和12年1月13日までの10年</p>

間、10a当りの借賃は■■■■円、借賃の支払方法は現金、法律関係は賃貸借、新規になります。

整理番号1番の外10筆と整理番号2番から11ページの整理番号29番までの外28件についてはご覧のとおりです。

なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、11ページの整理番29番の1件です。

12ページをご覧ください。使用貸借の部です。

整理番号30番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字美好字■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,363㎡。権利の種類は使用貸借権、内容は水稲となっています。期間は令和2年1月14日から令和5年1月13日までの3年間、10a当りの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、新規になります。

整理番号30番の外1筆と整理番号31番から13ページの整理番号39番までの外9件についてはご覧のとおりです。

なお今回使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。

14ページをご覧ください。所有権移転の部です。

整理番号7番 所有権を移転する者は琴浦町外の個人、所有権の移転を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の表示 大字赤碕字■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,215㎡。権利の種類内容は所有権、引渡の時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和2年1月31日。対価は■■■■円、10aあたりでは■■■■円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。

整理番号8番 所有権を移転する者は琴浦町外の個人、所有権の移転を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の表示 大字赤碕字■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積500㎡。権利の種類内容は所有権、引渡の時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和2年1月31日。対価は■■■■円、10aあたりでは■■■■円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(村上委員より挙手あり)

8ページの整理番号14番について質問します。10aあたりの借賃

議長

村上委員

<p>事務局 議長</p>	<p>が米 k g となっていますが、米といっても玄米や白米があるので、はっきりと表記するようにした方が良いでしょうか。</p> <p>今後は白米か玄米か等を明記するようにしたいと思います。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>(福田会長、石賀英男委員、三浦委員、久米委員、井本委員、澤田委員の復帰を確認)</p> <p>(福田会長が議長に復帰)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは農家相談の報告に移りたいと思います。昨年12月17日に行われた農家相談日には、川崎委員と石賀昭則委員、今年1月7日に行われた農家相談日には、石賀英男委員と北中委員にそれぞれ対応していただきましたが、いずれも相談者がなかったということを報告します。</p> <p>続きまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>別冊の資料1をご覧ください。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について説明します。</p> <p>昨年相次いだ農業委員会の農地法違反等に関する一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけました。農業委員会組織は、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っていることを自覚するとともに、再発防止に取り組み、信頼の回復に務めなければなりません。そこで昨年11月に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、申し合わせ決議が採択されました。</p> <p>これを受けて、琴浦町農業委員会でも申し合わせ決議を行うこととしたものです。</p> <p>経緯については1ページから5ページ、申し合わせ決議は6ページになります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは資料1の6ページをご覧ください。「農業委員会法令遵守の申し合わせ決議」について内容を読みあげていきたいと思います。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り</p>

<p>議長</p>	<p>適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和2年1月10日、琴浦町農業委員会。</p> <p>以上の内容で決議させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、全員一致で決議することとします。</p> <p>次に先月の総会で質問のありました、非農地通知発出後の地目変更登記手続きについて、事務局に説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地通知発出後の地目変更登記を、地権者の方に行っていただくようにするのか、町税務課が一括して行うようにするのかということ協議する予定だということ、先月の総会時に説明させていただきました。その協議の結果、町税務課から法務局へ一括して登記の依頼を行うことになり、地権者の方が個人で地目変更登記を行わなくても済むようなかたちで、手続きを進めていくことになりましたことを報告させていただきます。今後、非農地通知の対象者に通知を行い、ある程度の異議申し立て期間を設けたうえで、何も申し立ての無かった土地について非農地化を進めていくこととなります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。</p> <p>相続登記をされていない土地が多くあるので、送付先等を調査し、1月末頃を目途に発送したいと考えています。その後異議申し立て期間を1ヶ月程度設け、異議がなかった土地については農地台帳の手入れを行ったうえで、農業会議や担い手育成機構等の各関係機関に土地の一覧表を送付します。最終的な地目変更登記については、法務局が手の空いている6～7月に依頼する予定としています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(井本委員より挙手あり)</p>
<p>井本委員</p> <p>事務局</p>	<p>非農地通知は毎年行われるのでしょうか。</p> <p>今回は町内の広範囲に渡り調査を行い、非農地通知の対象とする土地を選定しましたので、対象となる筆数は今年が一番多くなると思いますが、今後の農地利用状況調査で新たに対象となる土地が出てくれば、非農地通知を行っていくこととなります。</p>
<p>議長</p> <p>村上委員</p>	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p> <p>地目変更登記を税務課が一括して行うということですが、非農地通知を行う際にはその辺のことを明記しておいてもらいたいと思います。</p>

事務局	<p>まだ文章の内容までは決めていませんが、町税務課が一括して地目変更登記を行うことになりましたので、その旨を明記して対象者の方に周知することになっています。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。 (久米委員より挙手あり)</p>
久米委員 事務局	<p>地目は何に変更されるのでしょうか。 対象となる農地が位置している場所によって状況が変わってくるかもしれませんが、ほとんどが山林に地目変更されると考えています。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。 (異議なし)</p> <p>今月末を目途に非農地通知を送付する予定だということですので、対象者の方から問い合わせ等があった場合には、委員の皆さんには対応をよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>次に県外出張の報告を丸山委員にお願いします。</p>
丸山委員	<p>(2019年度中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会について報告)</p>
議長	<p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和元年度第10回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>